

「(仮称)魚津市子ども・子育て支援事業計画」(素案)のパブリックコメント募集案内

平成 26 年 12 月 1 日

平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から全国で始まります。

魚津市においても「(仮称)魚津市子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」)」を策定し、今後の市の子育て支援施策を展開していきます。

今回は、魚津市子ども・子育て支援事業計画(素案)をお知らせするとともに、市民のみなさんからパブリックコメント(意見)を募集します。

計画の位置付け

計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容、実施時期などを定めるものです。

計画の構成**【第1章】 計画策定にあたって**

計画策定の背景や趣旨、時期・期間・基本的な考え方などについて定めます。

【第2章】 魚津市の子ども・子育てを取り巻く現状

子ども・子育てに関する魚津市の現状・課題のまとめと今後の方向性についてまとめます。

【第3章】 計画の基本理念と施策の体制

計画の基本理念や施策体制についてまとめます。

【第4章】 教育・保育の見込み量と確保の内容

教育・保育施設や地域型保育事業、子ども・子育て支援法第 59 条に定める 13 の事業について、量の見込みと目標事業量を定めます。

【第5章】 保育園・幼稚園の適正配置

適正配置についての考え方や方向性について定めます。

【第6章】 子ども・子育て施策の展開

魚津市次世代育成支援行動計画からの引継ぎ施策の今後の展開について定めます。

【第7章】 推進体制

パブリックコメントの手続き

▽ 閲覧場所

こども課(市役所1階7番窓口)・各地区公民館・魚津市立図書館・市内児童センター5館・市内幼稚園、
保育所・市内小学校・市ホームページ

▽ 対象 次のいずれかの要件に該当する方・団体

- ・ 市内に在住・在勤の方
- ・ 市内に事務所、事業所を有するもの
- ・ 利害関係者

▽ 提出方法

12月22日(月)まで、直接または郵送・FAX・Eメールで、素案に関する意見と住所・氏名(団体の場合は
団体名及び代表者名)・電話番号等を明記のうえ、こども課保育係まで提出してください。

※ 住所・氏名などは公表しません。

※ 提出された意見に個別の回答は行いません。意見に対する市の考え方を後日ホームページ等で公表し
ます。

【送付(問い合わせ)先】

魚津市役所こども課保育係

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号

[TEL] 0765-23-1079(直通) [FAX] 0765-23-1061 [E-メール] kodomo@city.uozu.lg.jp